# 川越

6月10日 昭和43年（1968）

月2回 10日・25日 発行 1部4円（昭和32年6月10日 第三種郵便物認可） No.216

発行所 埼玉県川越市役所
川越市元町1丁目1番地2
電話川越(0492)③—1450(代)

印刷所 小沢写真印刷工芸社


**納税メモ**

今月の納税
市県民税第1期
6月30日までにお納めください。

たばこは市内で買いましょう

# みんなそろって投票しましょう

**6月30日は知事選挙**

**7月7日は参議院議員選挙**

## 明るい一票明るい日本

○選びぬけ　悔いなく六年まかす人　○良い政治　正しい選挙が生みの親

有権者のみなさん　きたる六月三十日日曜日には埼玉県知事選挙が、また七月七日日曜日には参議院地方選出議員通常選挙および参議院全国選出議員通常選挙が行なわれます。この選挙はいずれも県政や、国政をになう代表者を選ぶ重要な選挙ですから、棄権することなく自分の自由な意思によって責任のある投票をいたしましょう。

### 住所移転者

▽埼玉県知事選挙の場合
本市の選挙人名簿に登録されている者が、埼玉県内の他市町村に住所を移した場合（この場合の住所移動は市町村を単位として一回に限ります）でも、その市町村において新たに選挙権を得るまでの間知事の選挙権は投票できる人は、選挙人名簿に登録されている者です。ただし、選挙人名簿に登録されていても犯罪のため選挙権の資格を失った者、誤って選挙人名簿に登録された者等は投票できません。投票を他人に譲ったり、一人で他人の分を投票したり、選挙権のない者が投票したりすると、犯罪にとわれ厳重に処罰されますから、このようなことのないように注意してください。

### 不在者投票

次のどれかの理由に該当して有権者投票をする場合は、正当な発行権者による証明書が必要です証明書用紙は市選挙管理委員会に用意してあります。なお、不在者投票は、病気等歩行が困難な人であっても、自宅では投票することができませんのでご注意ください。

▽選挙人が川越市の区域外において職務または業務に従事中である者。

▽選挙人がやむを得ない用務または事故のため川越市の区域外に旅行中または滞在中の者

▽選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、不具、産じょくにあるため、歩行が著しく困難な者または少年院、婦人補導院に収容中の者。

▽選挙人が県議会議員の選挙区（川越市）の区域外の住所に居住中である者。

本市にあります。

なお、投票する場合は、転出先の市町村長の発行する証明書が必要です。

▽参議院議員通常選挙の場合
本市の選挙人名簿に登録されている者が、川越市外に転出した場合は、その転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、参議院選挙（地方区、全国区）の選挙権は本市にあります。

白バラは，明るく正しい選挙のシンボルです

## 選挙運動用ポスター

埼玉県知事選挙と参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動用ポスターは、市の選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には掲示できません。また、どの候補者がどこに掲示することもきまっています。参議院全国選出議員選挙の候補者のポスターは、掲示する場所の所有者または管理者の承諾を得れば、一定の制限のもとに自由に掲示することができます。

### 選挙公報

こんどの埼玉県知事選挙と参議院議員通常選挙（地方区、全国区）には選挙公報が発行されます。この選挙公報は、投票日の二日前までには皆さんのお手元にお届けします。これには候補者の党派、氏名をはじめ経歴政見などが書かれていますからよく読んで、立派な人を選ぶ参考資料にいたしましょう。

### 投票所入場券

投票所入場券がとどきましたら、投票当日までたいせつに保管してください。こんどの投票所入場券は、六月三十日の知事選挙と七月七日の参議院選挙の二回に使用します。

### 投票の順序

投票は先に参議院地方選出議員選挙（地方区）を行ない、次に参議院全国選出議員選挙（全国区）の順序で行ないますのでまちがえないよう特にご注意ください

### 投票時間

投票することのできる時間は午前七時から午後六時までです時間におくれて、あなたのたいせつな一票をムダにしないようにしてください。

### 代理投票

身体の故障または文盲により自分で候補者の氏名をかけない人は、投票所で係員に申し出ることによって代理に書いてもらうことができます。

### 点字投票

目の見えない人は、点字によって投票することができますから、投票所で係員にその旨を申し出てください。

### 投票の秘密

選挙でだれに投票したかは、開票の際、全部の投票を混同してしまいますから本人以外には絶対にわかりません。ですから自分でよいと決めた人に安心して投票しましょう。あなたのたいせつな権利を憲法と選挙法が守っています。

### お問い合わせ

選挙のことでおわかりにならない点は、選挙管理委員会へお問い合わせください。
（電話三—一四五〇内線一八番・五八番）

## 立会演説会

埼玉県知事選挙および参議院地方選挙の候補者や、政党の演説をきき、その人物、識見、政見などを比較し、判断することができるよい機会ですから、ぜひ、お出かけください。

▽埼玉県知事選挙
六月十九日（水）＝午後八時にすべての候補者の演説をきき、その人物、識見、政見などを比較し、判断することができるよい機会ですから、ぜひ、お出かけください。

▽参議院地方選出議員通常選挙六月二十六日（水）＝午後八時から市民会館ホール

開催される日時、場所はつぎのとおりです。

▽埼玉県知事選挙
六月十九日（水）＝午後八時から市民会館ホール

## 川越少年刑務所の起工

五月二十七日、川越少年刑務所新営工事の起工式が、市内大字南大塚一五〇八番地の現地で行なわれました。

式典は、法務省、大蔵省、国会議員、県会議員、市会議員、関係各市、工事関係者など、二百名の参列者が見守る中で、加藤市長の力強い鍬入れがあり、つづいて関係者五名（都市センター社長、刑務所長、工事関係者）によって、それぞれ鍬入れが行なわれました。

敷地面積は十七万一千六十八平方メートル、建物の延面積は三万四千六百六十七平方メートル、総工費は九億七千五百十四万円で、川越市と新都市開発センターが受持って工事を行ないます。川越市の負担分は、庁舎鍛練所、給排水衛生設備、外塀屋外電気設備、電話交換機設備一式など四十数施設で、工費は三億七千五百十四万円となります。完成予定は、昭和四十四年八月三十一日です。測量、整地工事などは、すでに着手されていますが、本格的に工事が開始されると大規模な工事だけに大型車の出入りが多くなりますから、付近の市民のかたは交通事故に十分ご注意ください。

## 事務室の移転

市の人口増にともない、市役所の事務も増加しており、全般的に職場が狭くなっています。

そこで、元警察署長官舎あとを改造し、事務室として使うことになり、市史編さん室、青少年を守る会本部事務局がつぎのところへ移転しました。

▽市史編さん室
▼元警察署長官舎あとへ
▽青少年を守る会本部事務局
▼市史編さん室あとへ

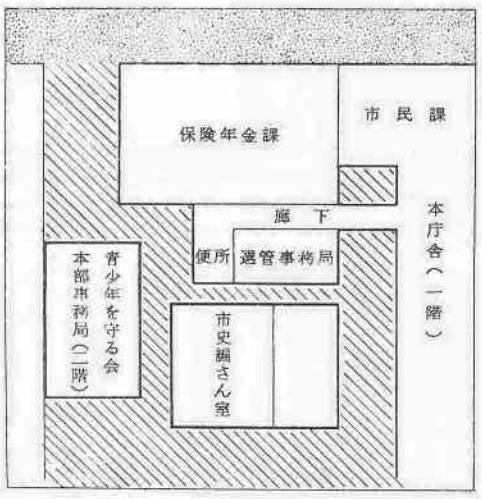


## 回覧板

### 危険物収集日

▽六月十九日＝脇田本町、旭町一・二・三丁目、新宿町一・二・三・四・五・六丁目

▽六月二十六日＝岸町一・二・三丁目、今成町、小室町、並木、木ノ目、古市場、今泉

▽七月三日＝郭町一・二丁目、宮下町一・二丁目、志多町、喜多町、元町一・二丁目

▽七月十日＝大手町、幸町、仲町、松江町二丁目、末広町一・二・三丁目、月吉町

▽七月十七日＝三光町、田町、六軒町一・二丁目、中原町一・二丁目

### 日本脳炎予防接種

▽該当者
満三才～六才、満五十五才～六十四才のかた。

▽手数料
基礎免疫＝一人　三百円
追加免疫＝一人　百五十円
追加免疫は、前年注射を受けているかたが行ないます。
病気や衰弱者、アレルギーけいれん体質のかたは受けないでください。

| 第一回目 | 第二回目 | 会場（一時三十分～三時） | 区域 |
|---|---|---|---|
| 6月18日(火) | 6月27日(木) | 芳野出張所 | 芳野地区 |
| 18日(火) | 27日(木) | 山田出張所 | 山田地区 |
| 19日(水) | 28日(金) | 古谷出張所 | 古谷地区 |
| 19日(水) | 28日(金) | 南古谷出張所 | 南古谷地区 |
| 20日(木) | 29日(土) | 高階出張所 | 砂新田、新河岸、砂、高砂、下新河岸 |
| 20日(木) | 29日(土) | 福原公民館 | 福原地区 |
| 21日(金) | 7月1日(月) | 大東出張所 | 大東地区 |
| 21日(金) | 7月1日(月) | 藤間南町会集会所 | 藤間（藤間南）、寺尾、富士ケ丘 |
| 22日(土) | 1日(月) | 名細公民館 | 名細地区 |
| 22日(土) | 2日(火) | 古谷関公民館 | 渡ケ関地区 |
| 24日(月) | 3日(水) | 角栄センター | 霞ケ関第二出張所地区 |
| 24日(月) | 3日(水) | 月越小学校 | |
| 25日(火) | 4日(木) | 川越小学校 | |
| 25日(火) | 4日(木) | 仙波小学校 | |
| 26日(水) | 5日(金) | 中央小学校 | |
| 26日(水) | 5日(金) | 南公民館 | |
| 26日(水) | | 本庁地区（もよりの会場へおいでください） | |

### 三才児検診

▽場所＝南公民館
▽検診＝身長、体重、胸囲測定、小児科、歯科診察
▽相談＝精神衛生、遊びなど
▽持参するもの＝母子健康手帳と検診票
期日は次のとおりです。

▽該当児＝昭和三十九年六月一日から昭和四十年五月三十一日までに生まれたお子さん。

| 月日 | 該当町名（一時～三時） |
|---|---|
| 6月19日(水) | 元町一・二丁目、大手町、仲町、連雀町、中原町一・二丁目、六軒町一・二丁目、新富町一・二丁目、南通町、通町 |
| 20日(木) | 石原町一・二丁目、宮元町、喜多町、小ケ谷町、小室町、今成町、三光町、田町 |
| 22日(土) | 上野田町、久保町、脇田町、宮下町一・二丁目、郭町一・二丁目、杉下町、西小仙波町一・二・三丁目、城下町、三久保町、小仙波町一・二・三・四・五丁目 |
| 26日(水) | 脇田本町、松江町一・二丁目、新宿町一・二・三・四・五・六丁目、仙波町一・二・四丁目、旭町一・二・三丁目、菅原町、富士見町、岸町一・二・三丁目、脇田新町 |
| 27日(木) | 月吉町、東田町、野田町一・二丁目、末広町一・二・三丁目、幸町、志多町、芳野町 |

# 下水区域内の私道取扱いきまる

市の下水道処理区域内私道対策排水設備施行規程が五月十五日付で施行されました。

私道に下水道を敷設するときは、原則として個人の費用で工事をしなければならないのですが、新しく施行されたこの規程では、水洗可能区域内の公共的な私道に下水道管を敷設する場合、この規程の条件にあてはまる場合に限って、私道の所有者または使用者にかわり市が下水道を敷設して、水洗化の普及促進を計ることを目的として市が行なうこともできます。

なお、私道に下水道を敷設する場合、この規程の適用を受けて工事を行なうかどうかはご自由です。市はこの規程を強制いたしません。

この規程による必要条件は次のとおりです。

▽私道の延長が二十メートル以上で、道幅が一メートル以上あること。

▽市で下水道を敷設した場合にこれを利用する家屋がおおむね六戸以上あって、すべて水洗化が予定されること。

▽市の下水道管が、敷設される私道の所有者の土地使用承諾書を、提出することができること。

（戸数の解釈）

六戸以上という場合の戸数は棟数をいいます。したがって、アパートで数世帯が入居している場合でも戸数は一戸として数えます。

ただし一棟の建物を何人かで区分所有している場合は、その所有区分にしたがって、それぞれを一戸とみなします。

（水洗化希望者名簿の提出）

私道の下水道工事が完成してから六ヵ月以内に水洗便所に改造を約束していただくために、申請の際名簿を提出願うことといたします。もしこれを怠るかたは、早急に改造するよう催告されます。

（私道の所有権）

下水道管を敷設する私道は、市で取り上げてしまうのではありませんから誤解のないようにしてください。私道はあくまでも土地所有者のものです。

（当該下水道の所有権）

この規程により私道に敷設する下水道は市の所有物となります。したがって、将来この下水道がこわれたり、つまったりした場合は、市で修繕をしたり、掃除をしたりすることになります。この下水道の内容は本管、マンホール、雨水桝、取付管などです。

（土地使用承諾書）

承諾書を出していただく理由は、他人の私道に市の下水道を敷設するのですから所有者の承諾が必要なことは当然で、またこの下水道は将来ともその位置に埋設しておくものですから、この施設の上に建物を建てることはできません。もし地震等で下水管が破損したときは、堀り返して敷設替えをしなければならないことも予想されますが、その際に作業を行なうことができないからです。この下水道は市の施設となりますから、誰でもこれを利用することができます。したがって、後日この下水道に接続しなければならないような地形にお住まいのかたは、この際もれなく利用者として参加するようおすすめします。

また、すでに既設の管があっても撤去して新しい本管に振り替える場合もありますので、あらかじめご了承の上申請してください。

（雨水桝）

この雨水桝は、路面排水のL型側溝に、適当な位置とか、雨水が集まってくる所に、設置するのが好ましいので、これを設置する場所の選定に当たっては皆様とご相談して決定することとします。

（接続桝）

この工事に着手する直前に、皆様の宅地の下水の終端に「接続桝」という汚水桝を、皆様の費用で設置していただくことにしています。この桝を設置する工事は水洗便所の設備業者に依頼してください。

また、この設備業者はなるべく一店にしぼって決めてくださるようお願いします。

（取付管の増設）

この工事を行なう場合、取付管は一戸に対して一ヵ所だけ設置します。これは公平な取り扱いにするためです。家の形態により取付管が二ヵ所以上必要な際は、この下水道工事の完成検査が終了した後に、別途取付管の新設の申請をしていただきます。この申請に際しては、取付管を新設する場所の土地所有者の「土地使用承諾書」を申請書に添付してください。ただし増設分の費用は自己負担となります。

## 市議会日誌

▽五月一日午前九時より、農業センターにおいて「川越市農業共済組合通常総代会」が開催され、議長および事務局長が出席いたしました。

同じく、午前九時三十分より「川越地方統一メーデー大会」が挙行され、議長が出席いたしました。

同じく、午後一時より、市民会館において「川越市観光協会総会」が開催され、議長ならびに関係議員および事務局長が出席いたしました。

▽五月二日午後三時より、市役所応接室において、市議会運営委員会が開催され「市議会運営委員会委員の任期等について」種々、協議いたしました。

同じく午後三時より、入間市において「埼玉県市議会議長会第二ブロック議長会」が開催され、議長および事務局長が出席し「昭和四十三年度埼玉県市議会議長会第二ブロック議長会歳入歳出予算ならびに昭和四十二年度同決算および役員改選等について」種々、審議いたしました。

▽五月七日午後一時三十分より、市役所会議室において、「川越市農業協同組合合併協議会」が開催され、議長および事務局長が出席いたしました。

同じく午後四時より「仙波小学校P・T・A総会」が開催され、議長および事務局長が出席いたしました。

▽五月八日午後三時より、川口市産業会館において、関東市議会議長会理事会が開催され、議長および事務局長が出席し「定期総会に提案する議案について」等、種々、審議いたしました。

▽五月九日午後二時より、川口市産業会館において、関東市議会議長会定期総会が開催され、議長および事務局長が出席し「昭和四十三年度関東市議会議長会歳入歳出予算および昭和四十二年度同決算、ならびに役員改選等について」種々、審議いたしました。

▽五月十日午前十時より、市役所会議室において「川越市交通安全推進協議会正副会長会議」が開催され、議長および事務局長が出席いたしました。

▽五月十一日午前八時三十分より、初雁球場において「日本体操祭埼玉県川越大会」が挙行され、議長および事務局長が出席いたしました。

▽五月十六日午後一時三十分より、中央公民館において「川越市公民館連絡協議会総会」が開催され、議長および局長が出席いたしました。

▽五月十七日午後二時より、「埼玉県市議会議長会臨時総会」が開催され、議長および事務局長ならびに事務局次長が出席いたしました。

▽五月十九日午前十時より、市民会館において、「川越商工会議所就職者歓迎激励会」が開催され、議長および事務局長が出席いたしました。

▽五月二十一日午後一時三十分より、第一小学校において「川越市PTA連合会定期総会」が開催され、副議長が出席いたしました。

## ⊙表　彰

五月九日開催の関東市議会議長会定期総会において、永年勤続として、つぎのとおり表彰されました。

○議員

川越市議会議長　関根初治

川越市議会議員　金井二郎

川越市議会議員　坂本光雄

○職員

川越市議会事務局次長　村松眞

## 市議会だより

# 第二回臨時市議会開かれる

市議会第二回臨時会は、五月二十三日午後一時に、市役所に招集されました。

招集にあたっての件名は「川越少年刑務所新営工事（第三工区）及び川越少年刑務所給排水衛生設備工事請負契約について」でした。

開議ののち、会期を一日間と定め「昭和四十二年度埼玉県川越市継続費繰越計算書（一般会計分）」の報告ののち、

▼議案第六三号

川越少年刑務所新営工事（第三工区）

▽契約の目的

川越少年刑務所新営工事（第三工区）及び川越少年刑務所給排水衛生設備工事

▽契約の方法

随意契約による契約

▽契約の金額

一億三千三百六十九万円

▽契約の相手方

東京都中央区宝町二丁目一番地一

清水建設株式会社

▽契約の目的

川越少年刑務所給排水衛生設備工事請負契約について

を議題とし、提案理由の説明ののち、委員会付託を省略し、質疑を実施、理事者答弁ののち、討論に入り、討論はなく、採決を実施し、原案どおり可決しました内容は、つぎのとおりです。

▽契約の目的

川越少年刑務所新営工事（第三工区）及び川越少年刑務所給排水衛生設備工事

▽契約の方法

随意契約による契約

▽契約の金額

一億三千三百六十九万円

▽契約の相手方

東京都中央区宝町二丁目一番地一

清水建設株式会社

▽工期

昭和四十三年五月二十七日より昭和四十四年八月三十一日

▽施設の概要

川越少年刑務所新営工事

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

▽施設の概要

一般宿舎（鉄筋コンクリート四階建）ほか十施設、および汚水処理槽ほか五設備（第三工区）

## 関根議長

## 埼玉県市議会議長会会長に就任

五月十七日に開催された、埼玉県市議会議長会臨時総会において、関根議長が「埼玉県市議会議長会会長」に万場一坂をもって選出されました。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

## 市議会運営委員会役員等定まる

五月十五日午後二時より、市役所応接室において「市議会運営委員会」が開催され、つぎのとおり、役員等が決定いたしました。

委員長　石井正典

同　清水平

副委員長　金井二郎

同　冨田雅次

委員　木村豊太郎

同　後閑芳雄

同　小金井正三

同　吉田郎

同　関根初吉

## こんど川越商業高等学校（第14投票区）に投票所を設けたことにより，その付近の一部地域の投票所が変わりましたのでご注意ください。

## —あなたの投票所は—

| 投票区名 | 投票所 | 投票区域 |
|---|---|---|
| ①市役所 | | 喜多町、元町一・二丁目、末広町二・三丁目、石原町一・二丁目 |
| ②第一小学校内 | | 郭町二丁目、松江町二丁目、三久保町、久保町杉下町、小仙波町二丁目 |
| ③市民体育館 | | 宮下町一・二丁目、志多町、御成町、氷川町、宮下町（未整理地区）、神明町、宮元町 |
| ④川越小学校内 | | 郭町一丁目、大手町、幸町、末広町一丁目、仲町 |
| ⑤中央小内（西側教室） | | 中原町一・二丁目、連雀町 |
| ⑥中央小内（東側教室） | | 新富町一・二・三・四丁目、通町 |
| ⑦第一中学校内（北校舎） | | 仙波町一・二・三・四丁目、富士見町、仙波町（未整理地区）、南通町 |
| ⑧第一中学校内（教室） | | 小仙波町一・三・四・五丁目、小仙波町（未整理地区）、西小仙波町一・二丁目 |
| ⑨城南中学校内 | | 喜志町（未整理地区）、岸町一・二・三丁目、新宿町一・二・三・四丁目 |
| ⑩南公民館 | | 脇田本町、菅原町、脇田町 |
| ⑪月越小学校内 | | 六軒町一・二丁目、三光町、月吉町 |
| ⑫泉小学校内 | | 小室町、今成町、小ケ谷町 |
| ⑬富士見中学校内 | | 脇田新町、田町、東田町、上野田町、野田町一・二丁目、野田町（未整理地区） |
| ⑭商業高校 | | 旭町一・二・三丁目、広栄町、脇田町（未整理地区）、新宿町五・六丁目、新宿町（未整理地区） |
| ⑮芳野出張所内 | | 大字菅間（上菅間）、大字谷中、大字北田島、大字伊佐沼、大字鴨田（中内路、山田、大下） |
| ⑯芳野小学校内 | | 大字菅間（第十五投票区に含まれる区域を除く）、大字石田本郷、大字鹿飼、大字上老袋、大字中老袋、大字鴨田（第十五投票区に含まれる区域を除く） |
| ⑰古谷出張所内 | | 大字古谷上（二ノ関、沼端、宿、堀之内）、大字小中居、大字大中居、大字高島、大字八ツ島 |
| ⑱古谷小学校内 | | 大字古谷上（第十七投票区に含まれる区域を除く）、大字古谷本郷、大字下老袋、大字東本宿 |
| ⑲南古谷出張所内 | | 大字久下戸（第二十投票区に含まれる区域を除く）、大字古市場、大字洪井、大字萱沼 |
| ⑳南古谷小学校内 | | 大字南田島、大字牛子、大字木野目、大字並木、大字今泉、大字久下戸（薬師九二五番地から一二九六六番地、中才一八六六番地から一二三番地、前田三五四九番地から四六六六番地、北谷） |
| ㉑高階中学校内 | | 大字藤間（伊勢原）、大字砂新田（砂新田五ツ又、砂新田上、砂新田下、砂新田南） |
| ㉒藤間文化会館内 | | 大字藤間（藤間上、藤間下、藤間中、藤間上、南区、富士ケ丘）、稲荷町、清水町、諏訪町、熊野町 |
| ㉓高階小学校内 | | 大字寺尾、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字扇河岸 |
| ㉔福原中学校内 | | 大字下赤坂、大字中福、大字上松原、大字下松原、大字今福、大字砂久保 |
| ㉕大東東小学校内 | | 大字豊田本、大字池辺、大字豊田新田、寿町一・二丁目 |
| ㉖大東出張所内 | | 大字南大塚、大字大塚新田、南台一丁目（第二十七投票区に含まれる区域を除く）、南台三丁目 |
| ㉗大東西小学校内 | | 大字大袋新田、大字大袋、大字山城、大字藤倉、大字増形、南台二丁目（一番地から五番地まで）、南台一丁目 |
| ㉘山田中学校内 | | 大字上寺山、大字寺山、大字福田、大字山田、大字府川、大字石田 |
| ㉙名細小（南分教場内） | | 大字鯨井（東女堀原、西女堀原を除く）、大字上戸、大字吉田（第三十四投票区に含まれる区域を除く）、大字鯨井新田、大字的場（東武鉄道東上線の北側） |
| ㉚名細小学校内 | | 大字天沼新田、大字小堤、大字下広谷、大字竹野 |
| ㉛名細小（北分教場内） | | 大字下小坂、大字平塚、大字平塚新田 |
| ㉜霞ケ関公民館内 | | 大字笠幡（宮前、宮下、宮北、西芳地戸、東脇、東芳地戸、東前原、前大町、後大町、水久保、東水久保、西前原、東原、登戸、橋向神明、山伝）、壱畑、二畑、西通、若宮、前若宮、西若宮、八幡前、東下沢、西下沢、上沢前、上的場、西上沢、寿老沢） |
| ㉝的場中組出荷所内 | | 大字安比奈新田 |
| ㉞霞ケ関角栄センター内（霞ケ関第二出張所脇） | | 大字的場（第二十九投票区および第三十二投票区並びに第三十四投票区に含まれる区域を除く）、大字鯨井（東女堀原、西女堀原、大字吉田（小畔川の南側で東武鉄道東上線の以西）、大字的場（北女堀、南女堀、北百姓野、南百姓野、吉田前、殿山（市道第四八八一号線の西側）、鎌屋敷（市道第四八八一号線の西側）および鎌屋敷の二三八六番地九を起点とし二四七二番地の二を結ぶ地点、東京電力株式会社電線の北側、牛塚二四七二番地の二から入間川の太字的場界までは日本国有鉄道川越線の北側、北側界は東武鉄道東上線とする）、大字笠幡（第三十二投票区に含まれる区域を除く） |
| ㉟笠幡上野公会堂 | | |

◉このひろば　のはそう　青少年◉

# よき話し相手に

## 青少年指導委員を委嘱

次代をになう青少年が、心身ともにすこやかに、のびてゆくことはみんなの共通な願いです。そして現在、多くの青少年たちが新しい時代のいぶきを胸いっぱい吸ってすくすくと、しっかりのびつつあります。しかしその反面、非行という名のもとに、一部の青少年たちの行動が、毎日の新聞やテレビなどにその悲しい素材の提供をしています。戦後、青少年の不良化は急激に増加しました。

### 低年化する補導少年

昭和二十六年度を最高に、二十八、九年には、一時犯罪がたいへん少なくなりましたが、ここ数年いちじるしく増加し、さらに困ったことには、その傾向が粗暴、凶悪化し、年令は低下し、児童生徒の悪化が多くなってきました。警察庁の統計によると、昭和四十年中に二百五十万余の少年が補導、検挙され、そのうちとくに犯罪者としてあげられた少年は、九十万余人と戦前戦後を通じて最高の数字を示しています。これは社会の状勢と深い関係があり、また性格形成の基盤である家庭にも大きな原因があります。非行青少年は、その性格に問題があるとされています。これは生れつきにもあると思いますがその多くは家庭生活にあります。それが成長に応じ、外の環境、学校生活友人関係、また一般の社会生活により好ましくない影響を受けて、いつの間にか性格の中に反社会的なものができてしまったということができます。これはよい性格をつくる場合にもあてはまります。家庭のよい人間関係からは、よい性格の立派な人間がうまれるのは、多くの例がものがたっています。

### 対策は全市で

そこで家庭や社会の環境をよくすることが大切になるわけです。そのためには、社会のわたしたち一人一人が、青少年がすこやかに育つように、じっと見守り、明るい生活ができるように積極的な努力をしなければなりません。いずれもその道は遠くなかなか困難な問題ですが、だからといって手をこまねいてはいられません。国、県でもいろいろ対策をたてていますが、市でも重要な政策として大きくとりあげています。しかし市でどんな方針をたてても、必らずしも青少年はよくなりません。市民全体の力によってはじめて効果があがるのです。一人一人の力をさらに社会のしくみとして家庭ぐるみ、まちぐるみの活動が必要になります。このしくみが「青少年指導委員」と「青少年を守る会」です。

青少年指導委員は、青少年を守る会本部長（市長）から委嘱され、市内に千五百名います。このかたがたは、二十世帯に一名の割合で選ばれ、青少年のことをよく考えてくれる人たちです。これらの指導委員の任期が満了となりましたので、新しい委員さんがこのたび本部長より委嘱されました。

### 委員のしごと

①青少年の実態は握

地域内の青少年が、どんな行動をし、何を考え、何を求めているかなどについて調べ、町内の行事や補導活動に、それを生かすよう工夫します。

②遊び場などの整備

子どもたちによい余暇をすごさせるための遊び道具、場所、遊びの指導、また近隣の環境をよくするように努めます。

③小グループの話し合い

近隣の人と青少年問題などについての話し合い、グループの中心になります。

④青少年の補導

青少年の生活で好ましくないことが見られたら注意し、よい生活をするよう仕向けます。またその家庭や青少年の相談相手となり、ときには親の代りとなって世話をしてやります。手に負えない問題少年に対しては、本部、青少年問題福祉会、警察署などへ連絡し、適当な補導を依頼します。

⑤青少年の善行の発見

青少年が進んで正しいこと、よいことを行なうように、どんな小さな善行も認め、ほめてやるように努めます。

⑥よき話し相手となる

青少年のよき話し相手、聞き手になることにより、心のへだたりを埋め、青少年が自分だけで迷ったり、悩んだりしていることの話し合いの通路を開いてやります。

⑦余暇の善用

町（字）で青少年のために行なわれる子供会、お祭り、幻燈会、運動会、ハイキング、その他の行事には各人のもっている特別の知識や技能を活かして、青少年のための奉仕活動に協力します。

以上のような性格と任務をもっていますが、考え方の根本となるのは、青少年に対する深い愛情です。そして活動し、効果をあげるためには、つねに研究したり、協議したり、調査したりする必要があります。その組織が青少年を守る会です。

### 守る会の組織

青少年を守る会は、地区守る会と、町字守る会の二つより組織されています。昭和三十五年六月に誕生しその組織は現在百七十六あります。地区青少年を守る会は、全市を十五地区に分けています。この地区会のしごとは次のようで、町、字とは両輪の関係です。

○町、字青少年を守る会との連絡

○青少年に関する行事の企画実施

○地区内関係機関との連絡調整

○青少年指導委員の研修協議

○その他青少年問題

### 団体との関係

青少年団、ボーイスカウト、赤十字少年団、4Hクラブ、子供会等青少年が主体の団体に対しては指導委員が側面から援助します。子供会後援会、PTA校外補導委員会、婦人会、愛育会、その他青少年に対しおとなの援助団体がたくさんあります。

このような諸団体活動は、形こそかわれ、究極は人間の幸福平和を念願し、世の中を自分一人、自分の家だけで生きるのでなく、自ら進んで社会に誠を、社会を温かいものにすることのできる人間の育成をめざしているのであって指導委員は、それらの団体に共に協力する立場にあります。

青少年問題には、即効薬はありません。うまず、たゆまずの根気しごとです。次代をになう青少年を健全に育てるために、市民のみなさんのご協力をお願いします。

## 小中居農民センターが完成

小中居地区に建設中であった「小中居農民センター」がこのほど完成し、五月八日に竣工式を行ないました。

県では県下の二十市町村を、農村の生活環境の近代化と後継者の確保を目的とする農村社会生活環境整備地域の指定をしましたが、古谷地区がその指定を受け事業の一つとして、農民センターを大字小中居九一二番地に建設したもので、農村の憩の場として利用されます。総工費は三百十万円でそのうち県補助金百万円、市補助金三十五万円で、残りは地元負担になっています。

建物は木造平屋瓦葺で、建物面積は百十平方メートルです。このほか、四十三年度事業として農民センターの建設、児童遊園地の造成、農道整備を行なう予定です。

## 第十四回日本体操祭

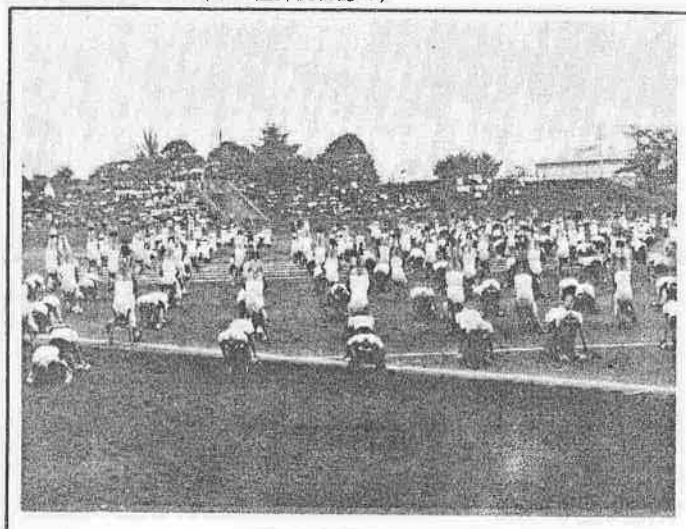

第十四回、日本体操祭川越大会は五月十日、市営初雁球場に、市内の小・中・高校生二千四百余名が参加して、盛大に行なわれました。

大会は、小学生の手で、色とりどりの風船が大空に向けて放され観衆の見守るなかで、小・中・高校生の美と力の演技が場内いっぱいに繰り広げられました。

スポットライト

## ママさんバレーボール大会

恒例の第四回ママさんバレーボール大会は五月十二日、市民体育館で行なわれました。

当日は母の日でお母さんを応援する小さいお子さんで会場がうめられかわいい声援のなかで参加二十四チームが熱戦をくりひろげ、宮元町チームが連続四度目の優勝をしました。

## 声のポスト

**下水道の負担金はどうして徴収するのでしょうか。税金でまかなえないものか。**

（一市民）

下水道事業は、他の事業と異なり莫大な費用を必要とし、しかも敷設によって利益を受ける範囲は限られていますので、建設の財源を市税等の一般財源で行なうことは、いろいろと問題があります。しかも下水道の普及には起債や補助金によらなければなりませんから、短期間で下水道を普及させ、しかも他の事業を圧迫せずに実施する方法としては、建設省の指導による負担金制度を採用する以外に方法がありません。下水道受益者負担金制度は、建設省が全国の都市に下水道を普及させる目的で施行した制度で、この制度を採用した市町村に、優先して起債や補助金を認めることになっているからです。

川越市の下水道は、昭和六年に第一期工事として敷設され、以後その進捗率は、昭和四十一年度で、計画のわずか五十パーセント程度にとどまっていました。年間の普及率はきわめて低く、負担金制度を採用しなければ現計画区域に下水道を敷設するには、今後三十年間もの期間が必要となります。しかもその施設では水洗化の見とおしもたちません。そのため、市としても昭和四十二年建設省の方針に基づき、負担金制度の採用を計画し、そのため補助金額も従来の約倍額となって、急速に下水道計画が進められる段階になったものであります。この制度を採用して市民のご協力が得られるならば、現計画区域内の下水がわずかに五年間でできることになります。

計画中の第三期計画は、総予算額二十二億二千二百万円で、このうち国と市で三分の二、残りの三分の一を受益者負担金として下水道の敷設される区域の市民のかたから納めていただくわけですが、この制度を採用することによって、市が独自で行なうよりきわめて短期間に下水道が普及します。以上が下水道受益者負担金制度採用の趣旨と目的です。ご質問のように、負担金も徴収せず市の財源だけで下水道が敷設できれば、市民のみなさんの負担も軽くすむのですが市の財源は税によってまかなわれており、税は全市民に対し平等に賦課し、還元も平等に行なわなければなりませんし、下水道は市街地を中心にして敷設されますので、全市民がこの恩恵すなわち利益を受けることができません。また大きく発展する市としては、下水道はもとより学校建設、道路整備、その他市民生活向上のための諸施設の建設等財源は限りなく必要です。下水道受益者負担金制度の目的、税の性格等ご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。（下水道課）

水道料金は隔月集金となり集金人が一軒一軒集金していますが、この集金方法を市役所の出張所等または農協等と契約して、そこへ納入できるようにしていただけないでしょうか。留守などで不便なこともあるだろうし経費節減にもなると思います。

（角栄団地内一市民）

ご質問の水道料金の払い込み方法については、現在市で研究をしていますのでしばらくお待ちください。近い将来には、この方法を実施することになると思います。（水道部）

## 〝訂正〟

五月十日発行の「自動車に取得税」の中で、誤りがありました。

小型自動車および軽自動車のうち、二輪のものを除く以外の自動車が対象になります。訂正しておわびいたします。

## 就業構造基本調査にご協力を…

国では、七月一日をもって就業構造基本調査を実施することになりました。この調査は三年に一度行なわれるもので、地域の人々の仕事の内容や就業状態などを調査し、産業計画、雇用対策などの各種行政施策の基礎資料とするためのものです。

川越市では、二十三調査区、約千三百世帯について、六月二十日から七月十五日の間に、各世帯のかたがたについて調査を実施することになりましたので期間中、調査員がお伺いの節は各位のご理解あるご協力をお願い申し上げます。（庶務課統計係）

## 立入調査

川越土木事務所では次の地区へ、調査および測量のため立入しますのでご協力ください。

▽笠幡狭山線、路線調査

立入区域＝大字笠幡地内

立入期間＝昭和四十三年五月二十七日から六月二十六日まで

▽小畔川河川改修工事

立入区域＝小畔川通り、大字吉田字上川原、字柳原、字御伊勢地内

立入期間＝昭和四十三年五月二十七日から七月十五日まで

## 道路工事のお知らせ

六月下旬から八月下旬にわたり、市道三号線（仮バイパス）の舗装改修工事を行ないます。

工事区域は南通町二ノ六小ノ沢燃料店角の交叉点から仙波町一丁目二ノ二田口靴店前までの二百三十メートルです。工事中この区間は全面交通止めになりますのでお知らせします。

なお、工事期間中のうかい迂路になるところでは、交通事故にご注意ください。

## 六月の健康

つゆの季節は、とかく体力がおとろえがちです。それはこの季節にはビタミンがこわれやすく、脂肪やたん白が不足がちになるからです。つまり栄養のバランスがくずれるからだといわれています。

このつゆどきを健康にすごしもうすぐやってくる盛夏の活動にそなえるには、まず食生活の充実です。といっても高温多湿で不快指数も高くては食欲もおとろえがちです。したがって、できるだけ栄養価の高い食品を、量は少なくても幅広く食べる必要があります。

一方、この六月は、たいへん疲れやすい季節なのです。そこで疲れたら無理をしないで休養することがたいせつです。仕事が忙しいからといって強行することは、かえってマイナスになります。時には健康診断を受けて、ご自分の健康管理に特に気をつけてほしいものです。

## 季節のメモ

### すずらんとさつき

六月はすずらんとさつきの季節です。すずらんは日本の高山地帯に自生し、白い花を咲かせます。とくに北海道の原野に咲くすずらんは、リリーの愛称で人人に親しまれています。六月になると、北海道からすずらん娘が東京にきて、道行く人にすずらんをおくり、北海道の観光に一役かっています。店先にあるのは大半がドイツ種です。

さつきは、つつじの一種でたくさんの種類があり、とくに団地の窓辺などにおかれて庭のない家庭の人人をたのしませてくれます。

# つゆどきの交通事故

## 気をつけよう

梅雨期になると、雨による交通事故が多くなります

運転者、歩行者は次の点に注意し、交通事故を起こしたり、交通事故の被害をうけないようにしたいものです。

### 〔運転者〕

▼天候の変りめに注意

雨の降りはじめと、雨のやんだ直後には路面がぬれてスリップしやすく、路肩も崩れやすくなっていますから、無理な運転はしないようにしましょう。

▼速度は控えめに

スリップ事故の多くは、速度の出し過ぎが原因となっています。特に雨の降る日は見とおしが悪くなりますし、また、ぬれた路面はブレーキの効果をわるくして、ふだんよりも静止距離が長くなります。

スピードはいつもより控え、安全運転をするようにこころがけましょう。

▼歩行者に注意

雨降りのときは、歩く人も注意がおろそかになり、急に飛びだしたり、横断したりすることがあります。じゅうぶん注意しましょう。

▼どろはね運転をしない

水たまりや、ぬかるみをとおるときは、徐行するようにしましょう。

### 〔歩行者〕

▼対面交通を守る

歩くときの右側通行は、歩行者の安全通行の基本です。ことに雨の日などは足元にばかり気をとられて前方の注意を欠きがちです。気をつけましょう。

▼横断歩道を渡ろう

歩行者の交通事故のほとんどは、道路を横断するときに起っています。雨の日は見とおしが悪いので、歩行者は必ず横断歩道や、歩道橋を渡るようにしましょう。

▼車の直前直後を横断しない

雨の日には、とくに運転者側の視界が悪いので、車の直前、直後の横断は絶対にしないようにしましょう。

## パートタイム登録制開始

川越公共職業安定所では、管内事業所の労働力を緩和する目的で、婦人のパートタイム登録制を七月一日から開始します。

ご家庭のおくさん、あなたも家事の余暇時間を活用し、ご近所おさそいあわせて、あなたの優雅な能力を、ためしてみませんか。

また、会社や工場で、人手不足でお困りになっている事業所では、この機会にこの制度をご利用ください。

登録制の内容は、次のとおりです。

◎求職申込の受付

パートタイム希望のかたは市役所商工開発課に申し出て、求職シートに記入の上申し込み、パートタイム登録証の交付を受けてください。

◎職業の紹介日

毎週水曜日に行ないますから登録証を持参して安定所においでください。

ご不明の点は市役所商工開発課でお尋ねください。（電話三—一四五〇内線二三）

◎求人申込の受付

受け付けは、安定所の事業所課で六月二十日から開始します

なお、次のような条件で受け付けますのでご承知ください。

▽職種は婦人の特性が発揮できるもの（十六種）

▽実働五時間以内

▽賃金は一般水準以上

▽できるだけ専門コーナーを設けられること

詳細については、安定所または商工会議所へお問い合わせください。

## 郵便番号簿の配布おわる

郵便局では、七月一日から差し出される郵便物の表面に、郵便番号を記載していただくための便宜を考え、五月中頃から月末にかけて全世帯に「郵便番号簿」をお配りしましたが、あなたのお宅には配達されましたでしょうか。

郵便局としては、全家庭へもれなく正確に配布するため、市役所の住民基本台帳により、あて名を確認して配達いたしましたが、転記等の手違いにより、今だに受領されてない世帯がありましたら、至急川越郵便局へご連絡ください。

（川越郵便局郵便課　電話二—〇〇〇一番）

番号簿の見方や、番号の書き方は、お配りしました番号簿に掲載してありますので、ご覧ください。

郵便物をお出しになる際は、相手のかたがあなたにご返事の郵便を出される場合、番号簿を見なくてもすぐわかるように、あなたの住所のわき（または下）に、郵便番号もお書きいれください。

## 自治協力員のうごき

新たに次のかたがたが、川越市自治協力員として委嘱されました。

今成町＝山崎定次郎、仙波町二丁目＝松本重太郎、脇田本町＝斉藤仁平、火工品南＝長本栄、角栄団地＝関茂、幸町＝小谷野恒太郎、松江町一丁目＝新井友太郎、宮元町＝中村光男

なお、新年度の各地役員の改選にともなって、第二部会から小池広士氏が協議会顧事に、第一部会第五選出区理事に堀内末吉氏、第八選出区理事に早川栄一氏がなられました。

## 夏季特別融資

商工会議所では市内の小規模事業者に対し、昭和四十三年度の夏季特別融資を次により行ないますのでご利用ください。

▽受付期間＝九月三十日まで

▽貸付金額＝一企業につき百万円以内

▽利　率＝日歩二銭

▽保証料率＝日歩二厘五毛

希望するかたは、川越商工会議所へお申し込みください。

## 下水道工事店の指定

次の九店が、五月一日から市の下水道工事店として指定されました。

▽武藤設備、武藤久雄（大字的場二七六一、電話二—四五六九）

▽㈲坂井設備工業所、坂井正尚（六軒町二丁目一四—三、電話三—〇三七一）

▽牛村水道工業所、牛村恵（大字的場二二六一—四、電話二—六九二八）

▽㈲鎌田商会、鎌田資郎（大字的場一二五二、電話一—二一九五）

▽沢田設備工業所、沢田初太郎（大字石田一三〇、電話㈹二—六一九三）

▽㈲東和設備川越営業所、国兼伝（大字的場一〇六〇、電話二—九一二八）

▽協永水道設備工事、鶴岡秀夫（大字中福七二九、電話㈹二—四八三三）

▽稲辺設備工業所、稲辺正男（大字上松原三〇八、電話二—三六六八）

▽島村水道工業所、島村栄（大字洪井九四一、電話二—八〇五二）

## 寺尾地区に立派な公民館が完成

このほど、高階の寺尾地区に立派な公民館が完成しました。

寺尾地区は、人口の増加が著しく、過去二年間で四・三倍にも膨大し現在人口約二千人、世帯は五百二十戸にもなって、地区の自治活動、公民館活動などを行なう場がないために、篤志家の寄付と地区住民の負担により建築されたものです。

場所は寺尾一一七九番地、勝福寺境内で、敷地は約三百三十平方メートル、建物は、木造平家建瓦葺、百五平方メートルのモダンな公民館です。総工費は二百三十万円でした。

## 軍恩連名細支会が集団献血

昭和四十三年五月十日、軍人恩給連盟名細支会（支会長田中留三郎、会員七十名）では、四十三年度の支会の事業として献血を行なうことを決定し、名細公民館で集団献血を行ないました。

当日は、この運動に地区の婦人会も協賛して行なわれました。献血希望者は、四十七名ですが、そのうち二十八名から採血しました。

会では今後も、この運動を続け、さらに一般の人にも呼びかけ、献血運動を盛り上げようと計画しています。

## 埼銀川越支店が十三万円寄付

五月十五日、埼玉銀行川越支店の支店長松本広道さんが市長室を訪れ、市内の恵まれないかたのために役立ててくださいと十三万円を寄付しました。

このお金は、同銀行建物の前身である国立八十五銀行創立九十周年の記念式典を行なう費用の一部から十万円と、同支店の行員八十三名が、自主的にこづかいを節約し、社会事業のためにと出し合ったお金三万円を合わせたものです。

## 図書館だより

### 六月分の選定図書

最近よく読まれている図書の中から、つぎの十冊を六月分の選定図書としておすすめしています。

▽吉屋信子「続徳川の夫人たち」朝日新聞社　▽欣谷豊「ホステル仲間」同上　▽本多勝一「戦場の村」同上　▽中村光夫「日本の現代小説」岩波書店

▽岡潔「一葉舟」読売新聞社　▽樹下節訳「ピアンキ動物記(1)」理論社　▽安藤鶴夫「わたしの東京」求竜堂　▽船山馨「続石狩平野」河出書房　▽阿川弘之「水の上の会話」新汐社　▽開高健「輝ける闇」同上

このほど配本用の小型自動車を購入しました。家庭文庫の配本は午前中に申し込みを受けたものを、その日の午後に各グループへ巡回配本するようにしますので、申し込みはなるべく午前中にお願いいたします。

## あの町この町

## 川越のまつり (3)

## 上寺山の〝マングリ〟

マングリは、市内上寺山の八坂神社にある石尊さまの祭りで七月十四日に行なわれます。

ミコシの代りにたくさんの幣束をさしたわら束に、長い竹ざおをとおしたものを若衆が大ぜいでかつぐ行事です。

長さ八十センチ、直径三十センチほどのわら束をつくり大テング、小テングという大きな幣束を二本その頂上にたて、五色の小さいご幣を氏子の戸数だけ用意して、これをまわりにさします。これをボンテンと呼びます。束の方を上に向け竹の柄の先を地面につけるようにして、数人が中心となってかつぎ、大ぜいがそのまわりについて進みます。先頭には二本の榊竹にシメナワをはったのをもった少年がたちます。

神社から部落内をさんざんねり回ったあとで、今度は村境の川の中に立てて祈とうをします。再び八坂神社へもち帰り境内にある石尊さまの社にたてかけ納めます。ご幣は疫病よけのお守りとして家家に配られ、祭りは終ります。

## キャンプセンターご案内

### 六月一日から九月三十日まで

児童・青少年の健全なレクリエーションの場として、昨年、東秩父村の二本木峠に、県立のキャンプセンターが建設されましたが本年も六月一日より開設されましたので十分ご活用ください。

▽施　設＝広さは約四万三千平方㍍、その中に管理棟、テント広場など諸施設が完備、収容人員は二百五十人

▽期　間＝六月一日から九月三十日まで（一回に利用できる期間は、原則として二泊三日以内）

◎使用料＝無料です。ただし燃料は利用者が現地で購入すること

◎手続き＝予約制ですから、あらかじめ承認が必要です。利用手続き、その他詳細については、市役所民生経済部、青少年を守る会本部事務局で取り扱っています。

## 春の市民ハイキング

▽行　先＝鎌北湖、物見山、日和田山めぐり

▽と　き＝六月十六日（日）雨天中止

▽会　費＝三百円（交通費、その他）

▽申　込＝六月十四日までに中央公民館または南公民館へ、会費を添えてお申し込みください。

▽主　催＝中央公民館、南公民館

## 陸・海・空自衛官募集

▼資　格＝十八才以上、二十五才未満の男子

▽試　験＝学科、口述、身体検査

▽身体検査合格基準＝身長一五五センチ以上、胸囲体重は身長に相応するもの、視力〇・六以上

▽給　料＝初任給一六、一〇〇円、賞与は年三回

▽申　込＝市役所市民課に応募票がございます。